

戸籍証明書等交付請求書

御嵩町長宛 令和 年 月 日

※請求には本人確認書類が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。

(窓口のみえた方) 請求者	<input type="checkbox"/> 諸証明交付請求書と同じ		必要な方との関係	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ(本人)
	住所	御嵩町		<input type="checkbox"/> 配偶者(夫または妻)
	ふりがな氏名			<input type="checkbox"/> 直系尊属(父母や祖父母等)
	電話			<input type="checkbox"/> 直系卑属(子や孫等)
	生年月日	大・昭 平・令・西暦 年 月 日		<input type="checkbox"/> 代理人(要委任状)
			<input type="checkbox"/> その他() ※その他を選択された方は「第三者請求」欄もご記入ください	

事務処理欄	【本人確認書類】			
	A: 個力・免(経)・パ・在力(特)・障(療)・職・() B: 資格確認証・受給者証・通帳・学生証・社員証 年金手帳(証書)・()			
	【添付書類】 <input type="checkbox"/> 委任状 <input 4"="" type="checkbox/>()</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="/> 【広域交付】 <input type="checkbox"/> 本人確認は顔写真付き <input type="checkbox"/> 異動処理状況			
	<input type="checkbox"/> 本人・配偶者・直系親族			
受付		交付		現・キヤ

必要な戸籍の表示	本籍	<input type="checkbox"/> 請求者住所と同じ
	筆頭者の氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ
	氏名	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ
	生年月日(空欄可)	明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な戸籍の範囲	<input type="checkbox"/> 現在(最新)の戸籍	
	<input type="checkbox"/> 生まれてから亡くなるまで在籍した戸籍	
	<input type="checkbox"/> 生まれてから現在まで在籍した戸籍	
	<input type="checkbox"/> から まで在籍した戸籍	
	届出日: 年 月 日 種類: 届	
	<input type="checkbox"/> その他()	
第三者請求	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行(例:債務者死亡による法定相続人確認のため等) ()	
	<input type="checkbox"/> 国・地方公共団体に提出(例:年金請求のため年金事務所に提出等) ()	
	<input type="checkbox"/> その他()	

必要な証明書	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	通	450円	
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※広域交付(町外)	通	450円	
	戸籍個人事項証明書(戸籍少本)	通	450円	
	改製原戸籍・除籍(謄本・抄本)	通	750円	
	改製原戸籍・除籍謄本 ※広域交付(町外)	通	750円	
	除籍(全部・個人)事項証明書	通	750円	
	除籍全部事項証明書 ※広域交付(町外)	通	750円	
	戸籍の附票(全部・個人) <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報	通	300円	
	(身分・独身)証明書	通	300円	
	受理証明書 <input type="checkbox"/> 上質紙(賞状型)	通	350円 1400円	
	届書等(情報内容・記載事項)証明書	通	350円	
	戸籍電子証明書提供用識別符号	件	400円	
除籍電子証明書提供用識別符号	件	700円		
その他()			円	
(諸証明 円+戸籍 円=総計 円)			手数料合計	

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。(代理人の方は請求できません。) 請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。記載いただいた範囲の証明書を市区町村において交付します。

4. 対象者

請求対象者の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続き先にお問合せください。

7. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍全部事項証明等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその理由を必要とする理由を記載してください。

8. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

9. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

10. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けたものは、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。